

10 2015

October



Nabeshima

Labor Management

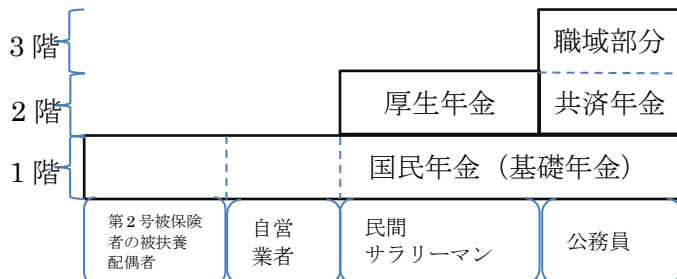


平成 27 年 10 月から

厚生年金と共済年金が統一されました

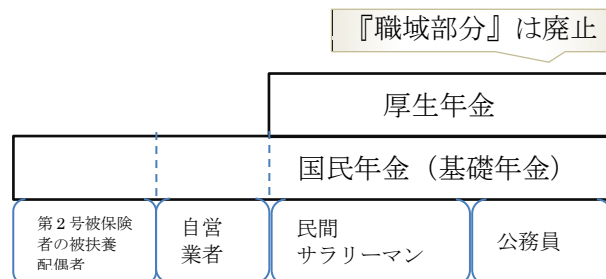
改正前

公務員や私立学校の教職員は、共済年金に加入していました。



改正後

公務員や私立学校の職員も 厚生年金に加入し、統一されます。



基本的には…制度的な差異については、共済年金を厚生年金に揃えて解消

①被保険者の年齢制限

【共済年金】年齢制限なし（私学共済年金を除く）

【厚生年金】70歳まで

②未支給年金の給付範囲

【共済年金】遺族、又は遺族がいなくは相続人

【厚生年金】死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は甥姪など

③障害給付の支給要件

【共済年金】保険料納付要件なし

【厚生年金】保険料納付要件あり

④遺族年金の転給

【共済年金】先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。

【厚生年金】先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。

一方…厚生年金の制度を共済年金の制度内容に揃えて解消する事項

①被保険者期間の計算…同月得喪の場合

【厚生年金】厚生年金及び国民年金の両方を負担する。

【共済年金】国民年金のみ負担し、厚生年金は還付する。

！！同月得喪時に注意！！

改正前…厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。

改正後…平成 27 年 10 月 1 日以降は、国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります！

③資格喪失の改定（退職改定）

【厚生年金】
資格喪失した日（退職の日の翌日）から起算して
1 月を経過した日の属する月から、年金額を改定

【共済年金】
退職した日から起算して
1 月を経過した日の属する月から、年金額を改定

②年金支払額への端数加算

【厚生年金】

- ・ 50 円未満切り捨て 50 円以上 100 円未満切り上げ
- ・ 切り捨てた端数の加算は行わない

【共済年金】

- ・ 1 円未満切り捨て
- ・ 切り捨てた端数の合計額を 2 月期の支払額に加算して支給

④70 歳以上の老齢厚生年金の在職支給停止

【厚生年金】

昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの人は、
老齢厚生年金の在職支給停止の規定なし

【共済年金】

全ての 70 歳以上の人について
老齢厚生年金の在職支給停止が適用

昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた方の 70 歳以上の被用者
該当届の提出が必要となります！
⇒老齢厚生年金の支給停止の対象となります！

➤厚生年金と共済年金の加入期間を有する方について…

①在職支給停止

個々の老齢厚生年金を合算して
在職支給停止を計算し、
個々に按分して支給停止

②離婚時の年金分割

厚生年金と共済年金の加入期間を有する場合の標準報酬の改定は、
それぞれの加入期間ごとに標準報酬総額を計算して、
両方の標準報酬総額を合算した額により算出した改定割合により決定

《筆者：鍋島明子》

お知らせ

☆平成 27 年 10 月 1 日から栃木県の最低賃金が時間額 7 5 1 円に改正されました。(1 8 円引き上げ)

☆平成 27 年上期賞与のデータが算出されました。(当事務所顧客先の一部のデータです)

1 0 人未満の事業所 4 4 件分 平均額 2 4 2, 8 2 2 円

1 0 ~ 3 0 人未満 3 5 件分 2 5 6, 3 7 2 円

3 0 人以上 1 3 件分 2 3 7, 4 2 0 円

※ 賞与の支給が無い事業所も数多くあります。平均値の中には含まれておりません。



自然との共生

9 月 20 日からの連休

天気予報は晴天続き※チャンス!

北アルプスへ

「白馬岳」を横に見ながら、
唐松岳～五竜岳を縦走してきました。
五竜への道のりには、「牛首」と名の付いた鎖場を通過。気を張りながらも、気持ちよく歩きました。
五竜岳山頂までは、また鎖場を登ります。
山歩き醍醐味を味わってきました。

北アルプスは、
やっぱり最高!!

「白馬岳」を横目に



向かいには「鷲岳」

五竜岳山頂にて



わたしのひとこと

10 月から、マイナンバー制(番号法)がスタートした。そもそも、この法律は平成 24 年 5 月 24 日国会で可決成立されていた新法で、社会保障・税・災害対策における行政事務で利用される。個人情報保護のための一般法の存在を前提として、個人番号、特定個人情報について特別の規律を定めるもので、その限りでは、個人情報保護 3 法、個人情報保護法条例の特別法として位置づけられている。今、企業が準備を進めている中で、設備投資等のコストが想定外で、頭を悩ませている。また、個人の負担も重く、厳格な保護が必要とされる。行政の効率化という名目であるが、国の借金に対して、各税や社会保険料の徴収漏れ・生活保護や年金等の不正受給等を是正するのが目的であることは明らかである。誰もが望んでいない中、スタート前から改正案が国会を通過し、国民にとって有難い制度なのか?! 迷惑な制度なのか?! なんとも言い難い…と言うのが、本音のところ。一生使う個人番号、絶対に人には知られないという文言にはなっているが、将来どんな弊害が出るのかも分からない状態での発進となっているのが現状である。

鍋島勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町 2 7 5 0 - 2

TEL : 028 - 635 - 9752 FAX : 028 - 635 - 9298

ホームページ <http://www.n-roumu.co.jp>

E-mail : nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

